

行政文書不開示決定通知書

喜多見ポンポコ会議
代表 江崎 美枝子 様

関東地方整備局長



令和7年5月14日付けで請求され、令和7年5月16日付けで受理しました行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

〔請求文書名〕

関越自動車道（東京都三鷹市北野～東京都練馬区大泉町区間）並びに中央道自動車道富士吉田線（東京都三鷹市北野～東京都世田谷区大蔵区間）の建設事業の施行に関する基本協定書および細目協定書（2023年5月以降分）

2 不開示とした理由

請求のあった行政文書については、取得・作成していないため、文書が存在しないことから不開示としました。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

* また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

* 関東地方整備局情報公開室

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎2号館

TEL 048-601-3151 内線2027, 2028